

各務原市監査委員告示第5号

令和5年度工事監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年4月17日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 榎 谷 清 美

各務原市監査委員 五十川 玲 子

6 各北清第 3 号
令和 6 年 4 月 2 日

各務原市監査委員 五 島 浩 利 様
各務原市監査委員 檜 谷 清 美 様
各務原市監査委員 五十川 玲 子 様

各務原市長 浅野 健司

令和 5 年度工事監査の結果に関する報告における留意事項について

令和 6 年 3 月 2 8 日付 5 各監委第 4 2 号にて報告のありました標記の件について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

○溶融炉設備補修工事

【留意事項（指摘事項）】

(1) 下請けに対する契約書の写しが添付されていなかった。早急に対応しておくこと。

【措置内容】

(1) 令和 6 年 1 月 1 2 日に下請けに対する契約書の写しを受領しました。